

## 只見線受入体制強化事業補助金について

### 1 目的

令和4年10月1日の只見線全線運転再開を契機に、只見線を核とした沿線地域の活性化と、地域主体による利活用促進を図る必要があることから、只見線利活用プロジェクトの推進に資する取組を継続的に行う民間団体等に対して補助を行う。

### 2 補助対象事業

(1) 只見線関連商品開発等事業

只見線に因んだ商品の開発、既存商品の改良

例) 地域の食材・文化を活用した弁当や土産品の開発

(2) 只見線沿線地域魅力向上支援事業

只見線沿線の地域資源（自然環境、文化等）の磨き上げによる観光コンテンツの充実・強化、只見線利用者の利便性向上の取組やおもてなし

例) 観光コンテンツや体験メニューの開発

### 3 補助対象事業者

(1) 民間団体（観光協会、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人など公の機関でない特定の目的のために組織された2人以上の集まりをいう。）

(2) 民間事業者（県内に主たる事業所を有する者に限る）

(3) その他知事が適当と認める者

### 4 対象経費

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

### 5 補助額

補助率 4/5 以内、上限額 200 千円

### 6 支援期間

1 年限り